

ダイジェスト版

公認会計士の役割期待 について

明治大学専門職大学院
会計専門職研究科

2017年1月19日

公認会計士・監査審査会
会長 廣本 敏郎

本日の内容

- はじめに
- 会計・監査および公認会計士の意義
 - 市場経済と会計
 - 金融・資本市場と監査
 - 会計の公的責務と公認会計士
- 公認会計士監査の品質向上に向けて
 - 公認会計士・監査審査会の任務
 - 監査品質のフレームワーク
 - 不正会計事案を踏まえて
- グローバル資本市場および地域経済への貢献

はじめに

Certified Public
Accountants and
Auditing Oversight Board

公認会計士・監査審査会



会計・監査および公認会計士の 意義

公認会計士の使命

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

(『公認会計士法』第1条)

経営・会計の公的責務

- 自由を基調とする市場経済は、人間の利己心、欲望を原動力とするため、イノベーションかつサステイナブルであるが、非常にコントロールの難しい制度である。
 - そのため、古くから、経済人あるいは実業家には、道徳心、モラルが強く求められてきた。

（「月刊 監査役」2016年9月号、羅針盤）

アダム・スミスが描いた市場経済

- 経済の世界は、「自分自身の境遇を改善せんとする欲望」によって導かれている世界である…利己心というものが経済という世界の原動力である…
- (しかし) スミスによると、この利己心というものは、めいめいが何でも勝手放題なことをしてよろしいというのではなく、そこに一つの社会性がなければならないということになっている。社会的な枠のない、無軌道な、勝手気ままな欲望の追求というものは、人間の行為でもなければモラルでもない。

(高島善哉『アダム・スミス』岩波新書、1968年)

公認会計士の役割と責任 (1/3) ～所有と経営の分離～

- 企業が小規模で、その経営はオーナー経営者によって行われ、また、取引が比較的単純な性格のものであったときには、会計基準の必要性はほとんどなかった。しかし、
 - 大会社が出現、所有と経営の分離傾向が生じると、会計の任務は拡大された。
 - すなわち、オーナーでもある経営者のために会計を行うことに加えて、不在出資者への情報提供という機能が生まれた。

(続く)

公認会計士の役割と責任 (2/3) ～私的な会計から公的な会計へ～

- 大会社は準公共的な制度であり、大規模企業の行動を通じて社会的協力を遂行する機構である。大会社の業務活動は、直接の経営者や株主達の関心事たるにとどまらない。会社経営者の責任は、広く各種の方向に行き渡っている。
 - かくして、信頼し得る、適切な情報を提供するという会計の義務は、公衆の利益に結びつき、会計は公的な性格を帯びてきた。

(続く)

公認会計士の役割と責任 (3/3) ～私的な会計から公的な会計へ～

- 会計の公的な義務が認識されているかどうかを見究める、という役割の多くは、公認会計士の肩にかかっている。
 - 公認会計士は、この責任を果たすため、広い理解と鋭い正義感、そして高度の独立性を備えなければならない。

(ペイトン＝リトルトン (中島省吾訳) 『会社会計基準
序説 (改訳)』 森山書店、1958年)

経営・会計の公的責務（続）

- しかしながら、現実には適格性を欠く経営者の種は尽きず、不正会計も繰り返されてきた。
 - この問題は、グローバル競争が激化して、人徳が軽視され、能力ばかりが重視される傾向の目立つ現代の経済社会で、ますます重大かつ深刻な問題となっている。

（「月刊 監査役」2016年9月号、羅針盤）

会計不祥事と企業トップの責任

～日本経済新聞など～

- 2016年2月18日、企業統治指針と機関投資家の行動指針の普及状況などを検証する金融庁・東証の有識者会議で意見書が纏められた。
 - 会計不祥事が起きた東芝問題を踏まえ、最高経営責任者（CEO）を解任できる仕組みを取締役に設ける必要性などを指摘した。（日経、2月19日）
 - 意見書は、上場企業が成長していく上で取締役会が行うトップの選任や解任を「最も重要な意思決定」と強調した。日本企業は、トップの資質を備えた人材が足りないとの指摘があるとし、人材育成に「十分な時間と資源をかけて取り組むことが重要」と訴えた。（ビジネスアイ、2月19日）

銘記すべき公認会計士の責任

- 監査人は、粉飾決算の防止・発見のために誠心誠意努力をしています。私自身、監査という仕事に誇りを持ち、監査人が粉飾決算の防止・発見をせずに誰がするのだという気概で取り組んでいました。
 - すぐに監査の限界論を口にするような公認会計士は、監査を辞めればいいのです。もっと気概のある、もっと情熱のある若手の公認会計士にどんどん重要な仕事を担ってもらって、日本の監査や、日本の財務諸表の信頼性を胸を張って誇れるようになってもらいたいと思います。

(浜田康『粉飾決算：問われる監査と内部統制』)

公認会計士監査の品質向上に 向けて

審査会発足時の会長記者会見

～審査会の使命～

- 国際的に監査体制の信頼性及び質の向上が強く求められる中、監査事務所の監督体制の充実・強化等の観点から、公認会計士審査会を改組し、体制の充実・強化が行われ、当審査会が設置されました。
 - － 特に最近、公認会計士の監査の信頼性に対する疑念を示すような事態が出てきていますが、これは社会が変化し、社会のニーズと現在の公認会計士制度ないし公認会計士の仕事と...
(続く)

審査会の使命（続）

- その間に乖離が生じていることによるものであり、現代社会に共通の事柄...審査会は、その乖離を埋める、重要な役割を果たす機関だと認識しています。
 - この任務を果たすことが公認会計士の仕事の信頼性を深め...財務情報の信頼性を高め、そのことが産業、日本経済の信頼性を高めることに繋がっていく...

(2004年4月22日審査会記者会見より)

監査の意義とその有用性

～IAASB議長の見解～

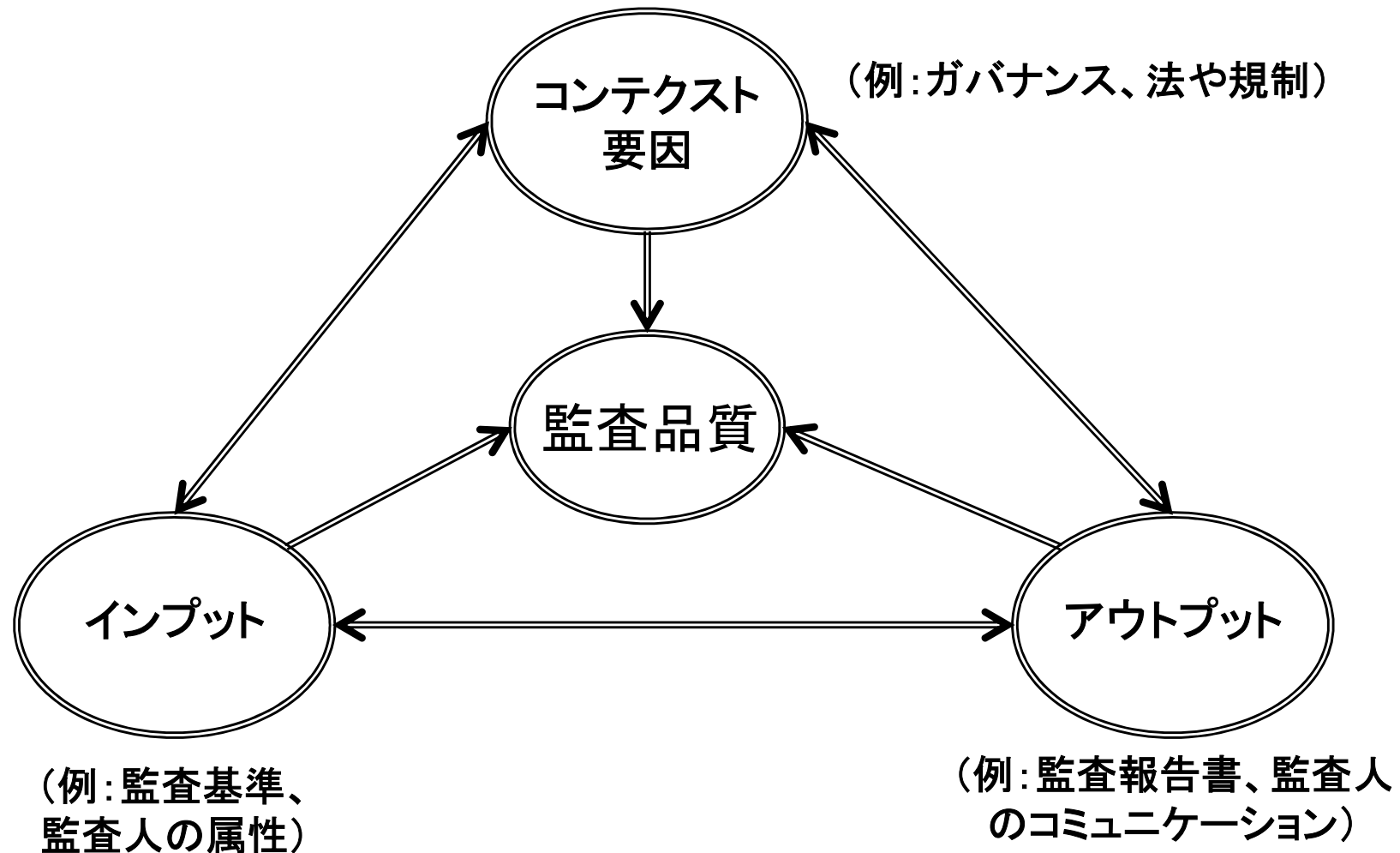
「外部監査は、財務情報の品質と信頼性、財務報告及び開示に対する公共の信頼性、ひいては、国内経済や世界市場の効率的な運営を支えるものである。

したがって、外部監査は規制・監督に関わるインフラの重要な要素であり、公益に大きく関わるものである。

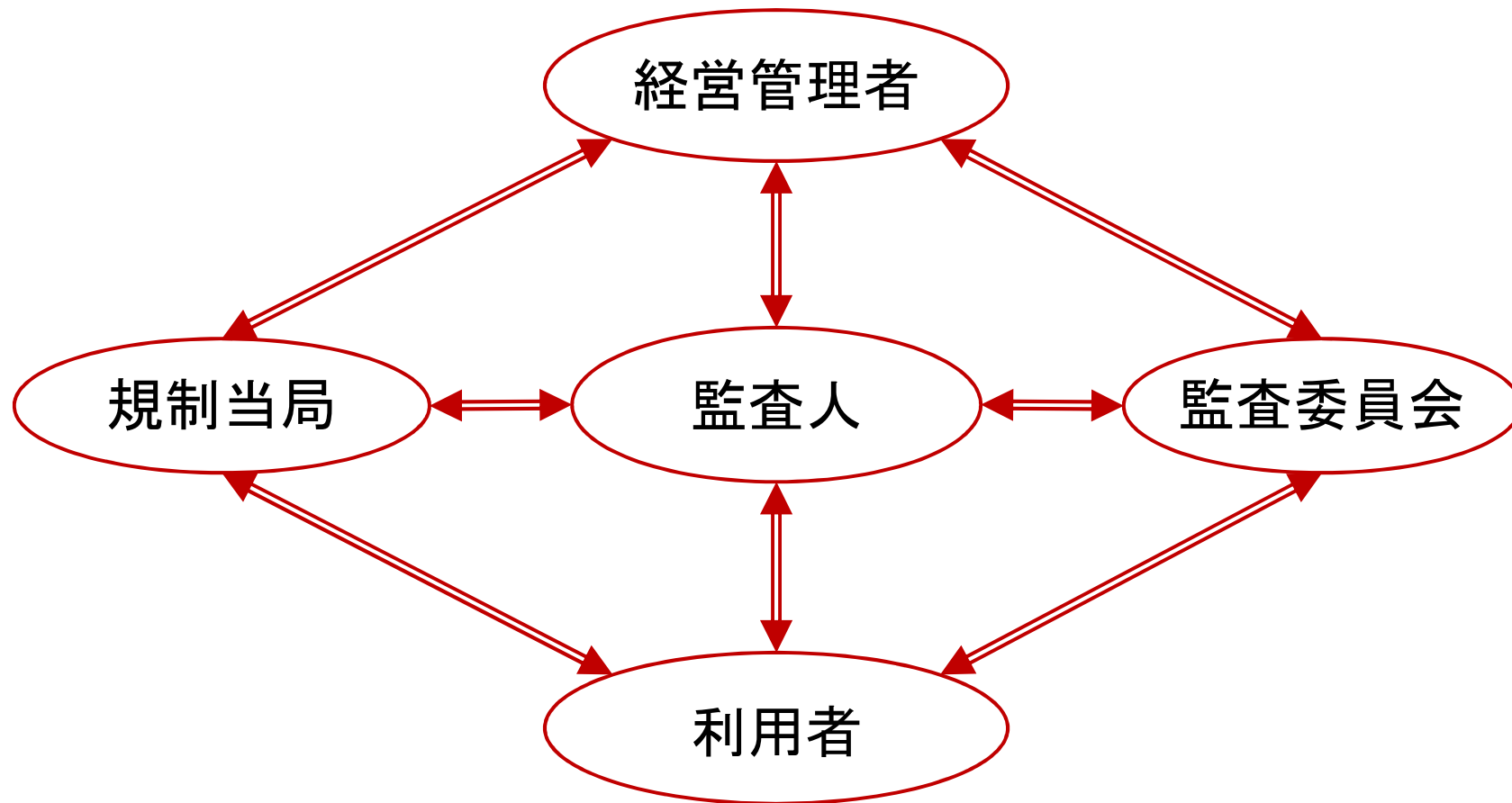
また、監査は、監査の誠実性（integrity）と品質に対する社会の信頼があってはじめて、有用性を発揮できるものであるため、経営者、監査委員会、規制当局、一般市民等を含む利用者にとどのように認識されるかということも重要である。」

（シルダー「監査品質のさらなる向上にむけて」『会計・監査ジャーナル』
2011年4月号、31-32頁）

監査品質に対する影響要因



監査品質に関する重要な相互作用



ガバナンス・コードの意義について

- 監査法人制度は、公認会計士法上もパートナー制に基づく制度になっているが、現実には大手監査法人は非常な大規模化が進展し、数千人を超える規模になっていて、制度と現実との間には大きなギャップが生じていると感じている。ガバナンス・コードの大きい狙いの1つとして、法制度が前提としているパートナー制と、現実の大手監査法人の実態の間をつなぐものとして監査法人のガバナンス・コードの意味、意義が見出されるのではないか、あるいは、そのギャップをしっかりとつなげるようなガバナンス・コードができたらいいいと思っている。

(対談「これからの会計監査のあり方を考える」『青山アカウンティング・レビュー』第6号、2016年10月)

会計専門職大学院の将来への期待

- 会計専門職大学院の設置は、経緯的には公認会計士試験とかなりリンクした形で立ち上がったところがあると思う。それが、公認会計士試験制度の変遷、あるいは、それを取り巻く環境の変化の中で、会計専門職大学院の方向にも大きな影響を与えてきたと思う。
 - そうした中で、将来に向けてどういうありようを目指すか...必ずしも公認会計士試験に強くリンクした形の運営だけが運営の可能性ではないと思う。例えば、国際会計基準を巡る国際的な意見発信の強化等の課題を考えると、公認会計士試験合格が最終ゴールではなく、（続く）

会計専門職大学院の将来への期待（続）

- 会計士資格を取ったうえで、更に専門性をより高めて、国際的にも活躍できる人材を確保していくことが求められる。そこにも可能性は見出されよう。
 - いずれにしても、日本において会計専門職大学院があつて、会計を専門的に教授する教育機関・研究機関があることは、日本の会計あるいは監査の水準を向上させる上では極めて重要なことだと思っている。
 - 取り巻く環境には時代時代でいろいろ変化があるとは思ふが、そうした存在があることが重要だという認識の下、会計あるいは監査に携わっているすべての関係者が、そうした教育機関・研究機関とどうリンクしながらやっていくかを、関係者の英知を結集して考えていくべきであると思っている。（前掲誌）

グローバル資本市場および地域経済 への貢献

IFIAR常設事務局の設置
社会福祉法人など非営利法人の監査

IFIAR常設事務局の設置

～わが国監査業界への期待～

- IFIARではグローバルで質の高い監査の実現を目指して、さまざまな角度で議論を行っている。
 - 例えば、当局検査における監査上の不備に対するアプローチとして、監査基準への準拠性の観点だけでなく、不備が発生するに至った「根本原因」の究明を重視する傾向にある。
 - また、根本原因を重視する観点から、監査法人のガバナンス、ビジネスモデル、経済情勢やIT技術等を含めて、監査を取り巻く環境変化についても注目し、監査法人のグローバル・ネットワークからヒアリングを行っている。...（続く）

わが国監査業界への期待（続）

- このような状況の中、日本にとってもIFIAR事務局の招致が最終ゴールではない。
 - IFIAR事務局が東京に開設されたならば、IFIAR関連会合が定期的に東京で開催される見通しであり、要人との意見交換の機会も一層増える。
 - これを契機として、日本国内の会計・監査に関連する組織および専門家が、監査に関する国際的な課題や議論の状況を認識しつつ、わが国の会計監査の質の更なる向上を目指して、議論を深めていくことが期待される。

（福岡恵美「監査監督機関国際フォーラム2017年に東京で常設事務局を始動」『会計・監査ジャーナル』2017年1月より）

社会福祉法人等への監査導入 に関する会長声明

- 平成28年3月31日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」により平成29年4月1日に開始する会計年度から一定規模を超える社会福祉法人に公認会計士監査が導入されることとなり、...また、平成27年9月に成立した「医療法の一部を改正する法律」により一定規模以上の医療法人にも公認会計士監査が導入されることになっています。
 - － 会員各位におかれましては、公認会計士の役割に対する社会的な期待を改めて自覚し、監査及び会計の専門的知識に加えて、実務を通じて蓄積した知見を十分に活かし、公認会計士監査を実施し、監査を通じて監査対象法人の経営力の強化に資することができるよう、... (続く)

会長声明（続）

- 自ら研鑽に努めていただくようお願いします。
 - なお、監査の実施に当たっては、適切な監査時間や報酬を確保することで監査の品質を確保すると共に、監査対象法人の関係者が、監査時間も含めた監査に関する事項を理解し、効果的な連携をもたらすような関係を構築するためにも、適宜十分なコミュニケーションを図り、監査対象法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査を行うことなどにも留意いただくようお願いいたします。

（日本公認会計士協会・会長声明「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」『会計・監査ジャーナル』2016年12月）

目指せ、高品質・高報酬

- 会計監査の在り方懇提言の実現に取り組むことで、次の好循環が生まれることが期待される。
 - ①監査法人が、実効的なガバナンスの下で、有効にマネジメントを機能させ、企業と共に高品質で透明性の高い会計監査を実施する。
 - ②企業が監査品質を適切に評価し、その評価を踏まえて監査法人に監査を依頼するようになる。
 - ③このような動きが、より高品質な監査を提供するインセンティブを強化し、更に、高品質な会計監査に企業が価値を見出す結果、監査報酬の向上につながる。

（「会計監査の在り方懇談会」提言より）